

平成23年

第14回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成23年第14回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成23年7月7日 木曜日
- 2 場 所 教育委員会委員室
- 3 開 会 午後1時00分
- 4 閉 会 午後3時30分
- 5 出席委員 北林真知子  
猪股 春夫  
田中 直美  
長岐 和行  
佐藤 一成  
米田 進

### 6 説明のための出席者

教育長	米田 進	教育次長	白山雅彦
教育次長	山田芳浩		
参事(兼)高校教育課長	福田世喜		
総務課長	佐々木則夫	施設整備室長	和泉良正
教職員給与課長	船木和紀	幼保推進課長	船木文子
義務教育課長	橋田 裕	特別支援教育課長	江橋宏栄
生涯学習課長	小川秀昭	文化財保護室長	佐々木人美
保健体育課長	小野 巧	福利課長	鶴田宣夫
総合教育センター所長	風登森一		

### 7 会議に附した議案

報告第 5号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決  
処分報告について

議案第28号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第29号 教職員の懲戒処分案について

議案第30号 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について

議案第31号 秋田県社会教育委員の任命について

議案第32号 秋田県立博物館協議会委員の任命について

議案第33号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

### 8 承認した事項

報告第 5号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決  
処分報告について

## 9 議決した事項

- 議案第 28 号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 議案第 29 号 教職員の懲戒処分案について
- 議案第 30 号 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
- 議案第 31 号 秋田県社会教育委員の任命について
- 議案第 32 号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- 議案第 33 号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

## 10 報告事項

- ・横手高等学校定時制での不適切な会計処理について
- ・平成 24 年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科の生徒募集について
- ・平成 24 年度秋田県立男鹿海洋高等学校専攻科の生徒募集について
- ・平成 23 年度秋田県立秋田明德館高等学校科目履修講座（後期）募集要項について
- ・あきた総合支援エリアかがやきの丘運営委員会について
- ・職業教育フェスティバルについて
- ・東日本大震災に係る被災地への養護教諭等派遣の成果について

## 11 会議の要旨

### 【北林委員長】

ただいまより、平成 23 年第 14 回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は 2 番田中委員と 4 番佐藤委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第 29 号の教職員の懲戒処分案件は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【北林委員長】

それではそのように進行いたします。

はじめに、「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

### 【総務課長】

報告第 5 号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

### 【北林委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、承認してもよいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

では、報告第5号を承認します。

次に、「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

**【参事（兼）高校教育課長】**

議案第28号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明

**【北林委員長】**

議案第28号について説明していただきましたが質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

去年は、学級減について議会から意見があったのですが、今年はいかがでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

3月に教育公安委員会に案を提出して説明したのですが、特に意見は出ませんでした。今回、角館南高校の学級減を追加しましたので、この後FAXで教育公安委員にはお知らせしますが、統合との関係ですので理解していただけるものと思っております。

**【田中委員】**

角館南高校は40人で1学級減となるのですが、一度35人学級にしてから1学級減らすという段階を経ることはできないのでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

角館高校との統合スケジュールが早まった場合を想定すると、間に合わなくなってしまう恐れがあります。

**【田中委員】**

統合の時期については決まっているのでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

内々にはめどを立てて準備を進めておりますが、正式にはまだ公表する段階とはなっておりません。ただ、中学校卒業予定者数を見ますと、大仙仙北地区では来年度で108名減と、大幅に減少することになります。

**【田中委員】**

金足農業高校は人気があり、例年倍率が高いことを考えますと、定数を減らす必要があるのでは

しょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

秋田市内の中学校卒業予定者数は、平成25年度140名減となり、大幅にマイナスとなります。そもそも、専門高校は基本的に学科単位のため学級数を減らすことが難しく、他の専門高校でも、これまで35人学級で対応してきておりましたが、秋田市内ということで、金足農業高校と秋田工業高校だけ40人学級で残っていたところです。35人の方が実習等もやりやすいという側面もあります。

**【田中委員】**

第六次高等学校総合整備計画で、専門教育に力を入れると言っておりますので、一律に定員を減らすのではなく、力を入れるところは残すということも必要なのではないのでしょうか。倍率が2倍を超える農業高校で定員を減らすと、不本意入学を増やすことになるのではないのでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

もちろん専門教育を充実させていくつもりではありますが、秋田市内で倍率が高いのは私立高校との併願が多いという事情もありますので、すべてが不本意入学ということにはならないのではないかと考えております。

**【北林委員長】**

農業高校を受検する生徒が普通科中心の私立高校を併願しているのか、農業科と普通科との需給バランスについて田中委員は指摘していると思うのですが。

**【参事（兼）高校教育課長】**

農業高校受検者と私立の併願がどの程度いるのかについてのデータはとっていませんが、金足農業の食品流通と国学館の調理科など、現実には相当数いるものと思われま

**【田中委員】**

このことについては、もう少し議論が必要なのではないかと思います。

**【長岐委員】**

今のやりとりは議論がかみ合っていないのではないのでしょうか。倍率の高い専門高校の定員を減らす必要があるのかという田中委員の考えに対して、中学校卒業予定者数の減少に伴って定員減が必要だという高校教育課の視点が異なっているような気がします。

**【北林委員長】**

金足農業高校と秋田工業高校の定員減については平成25年度のことであり、今回の表決に直接影響がありませんので、後日、議論の材料をそろえていただいて協議したいと思います。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第28号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、議案第28号を原案通り可決します。

次に、議案第30号「秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第30号「秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について」説明

【北林委員長】

議案第30号について説明していただきましたが質疑等ございませんか。

【猪股委員】

委員はどのように公募したのでしょうか。

【特別支援教育課長】

県の一括公募システムにあげて募集しました。

【猪股委員】

112件について何日かけて審議するのでしょうか。

【特別支援教育課長】

事前に資料をお配りし、目を通していただいてから半日程度で審議します。難しいケースの場合、結論を出すには時間が足りないこともありましたので、今年から回数を2回にしています。

【田中委員】

審議会の内容は何ですか。

【特別支援教育課長】

新入学時の適否について、小中学校の場合は、市町村の就学指導委員会を開き、特別支援学校がよいのか、特別支援学級か、それとも通常学級がよいのかについて審議し、学校指定をします。

その際、保護者の意向も尊重しますが、必ずしもその意向と一致しない場合に審議会まであげていただき、それに対してアドバイスすることになります。また、県立特別支援学校への入学はこの審議会で決定します。

**【田中委員】**

ということは、特別支援学校に入学する児童生徒の決定の場合と、市町村の就学指導委員会の決定と保護者の意向が合わない場合の2通りのケースを扱い、昨年をあわせて112件扱ったということですね。いつ頃審議するのですか。

**【特別支援教育課長】**

市町村の就学指導委員会で審議されてことについて、12月末までに県にあげていただき、1月末までに審議会を開催して決定しています。

**【佐藤委員】**

委員の住所が秋田市に偏っているのではないのでしょうか。また、長く委員を務めていらっしゃる方がいらっしゃいますが、長すぎるのではないのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

長い方は以前から継続的に本県の障害児を見ていただいております。秋田市内在住者が多いのはたまたまであり、特に意図はありません。

**【北林委員長】**

今回初めて保護者が審議会の委員になったということですが、審議会の役割が市町村の就学指導委員会の決定と保護者の意向が合わない場合のアドバイスであることを考えますと、保護者が委員になるのはいかがなものかと考えます。どのような観点からの意見を期待して委員をお願いしたのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

P T A連合会の会長を務めていらっしゃる方で、これまでの経験も豊富であり、保護者・当事者の立場から心情面での配慮ができることはメリットであると考えています。

**【北林委員長】**

先日の学校訪問で聞いた話ですが、支援が必要であることを入学時に保護者が隠す傾向があるため、結果的にそのような児童が特定クラスに固まってしまい、学級経営上困難を来しているということでした。入学前に分かっていたら配慮できたのに、それができないということは、児童本人にとっても不利益になることですから、もっと保護者の理解を得ることが必要だと思えます。

**【特別支援教育課長】**

学校によっては夏休みや冬休みに幼稚園や保育所を訪問して集団活動を観察するところもあるようです。特別支援学校でも体験入学等でPRしているのですが、手を挙げれば受けられる支援があるのにもったいないと思えます。

**【幼保推進課長】**

小さな市町村では連絡を密にしてスムーズに対応することができますが、秋田市のような規模になると実際は難しいと思います。障害の有無や程度について記述することに抵抗のある場合でも、保護者の同意があれば口頭で伝えるなどの対応をしています。

**【北林委員長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

では、表決を採ります。

議案第30号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

では、議案第30号を原案通り可決します。

次に、議案第31号「秋田県社会教育委員の任命について」、及び議案第32号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」、及び議案第33号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

**【生涯学習課長】**

議案第31号「秋田県社会教育委員の任命について」、議案第32号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」、議案第33号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明

**【北林委員長】**

議案第31号、第32号、第33号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

資料52ページの「秋田県立近代美術館協議会委員名簿(案)」の任期について、同じ1期目でも平成22年からの方もいれば23年からの方もいて、整合していないのはなぜでしょうか。

**【生涯学習課長】**

前委員の任期途中での交代があり、委員によって任期の開始日が異なる場合もあると思いますが、その点をもう一度確認させていただきたいと思います。



**【田中委員】**

議案第31号、第32号、第33号について、同じ生涯学習課が扱う委員会でありながら、一覧の表現が異なっていますので、統一した方がいいのではないのでしょうか。また、社会教育委員は個別公募で3人の定員に対して応募者が7人いるのに対し、近代美術館協議会委員は共同公募で1人の募集に1人の応募となっていますが、個別公募と共同公募の違いは何でしょうか。

**【生涯学習課長】**

広く県民に関心をもってもらうことを狙った公募ではありますが、効率の点からも、1月に他の委員等とインターネットで同時に募集する共同公募が基本となっています。しかし、時期的に合わないものなどについては、個別公募となっているものがあります。

**【北林委員長】**

公募することの広報は、インターネット以外にどのようにしているのですか。一般の方にはあまり馴染みがないような気がするのですが…。

**【生涯学習課長】**

県のホームページに載せているほか、県の広報誌でも掲載していると思いますので、確認してみます。

**【猪股委員】**

差し支えない範囲で、公募委員の略歴をお聞きしたいのですか。

**【生涯学習課長】**

社会教育委員における公募委員候補者の略歴を紹介

**【北林委員長】**

資料44・45ページ「公募委員候補者の略歴」において、公募委員候補者の場合、役職名等が記されずに「公募委員」となっているのはなぜですか。

**【生涯学習課長】**

他の委員はその専門性を示すために役職名を記していますが、公募委員の場合はそのことに縛られず幅広く選んだという立場を示すため、敢えて役職名を示していません。

**【生涯学習課長】**

先の資料52ページの「秋田県立近代美術館協議会委員名簿(案)」の任期について、森田委員の任期について、平成18年からとあるものを、平成20年からに訂正願います。それ以外については、同じ期でありながら開始時期が異なっている場合もありますが、これは前委員の任期途中での交代によって任期の開始日が異なるということです。

**【北林委員長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

では、表決を採ります。

議案第31号、議案第32号、議案第33号を原案通り可決することによろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

では、議案第31号、議案第32号、議案第33号を原案通り可決します。

次に、報告事項に入ります。一括して説明いただいてから質疑等をしていただきます。

「横手高等学校定時制での不適切な会計処理について」、及び「平成24年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科の生徒募集について」、及び「平成24年度秋田県立男鹿海洋高等学校専攻科の生徒募集について」、及び「平成23年度秋田県立秋田明德館高等学校科目履修講座（後期）募集要項について」、高校教育課長から説明をお願いします。

**【参事（兼）高校教育課長】**

「横手高等学校定時制での不適切な会計処理について」、「平成24年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科の生徒募集について」、「平成24年度秋田県立男鹿海洋高等学校専攻科の生徒募集について」、「平成23年度秋田県立秋田明德館高等学校科目履修講座（後期）募集要項について」説明

**【北林委員長】**

次に、「あきた総合支援エリアかがやきの丘運営委員会について」、及び「職業教育フェスティバルについて」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

**【特別支援教育課長】**

「あきた総合支援エリアかがやきの丘運営委員会について」、「職業教育フェスティバルについて」説明

**【北林委員長】**

次に、「東日本大震災に係る被災地への養護教諭等派遣の成果について」、保健体育課長から説明をお願いします。

**【保健体育課長】**

「東日本大震災に係る被災地への養護教諭等派遣の成果について」説明

**【北林委員長】**

報告事項を一括してご説明いただきましたが、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

横手高等学校定時制での不適切な会計処理について、何点か理解できない点がありますので、差し支えない範囲でお教えいただきたいのですが、生徒に返却すべきお金は、すべて通帳に残っていたのですか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

当初は通帳とファームバンキングにあったのですが、年度末に返金するため通帳からおろし、現金のまま事務室の金庫に保管していました。そのまま退職となったため、退職後は自宅に持ち帰っていました。

**【長岐委員】**

どうして現金のまま自宅で保管していたのですか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

ファームバンキングの通帳を紛失したためと話しています。

**【長岐委員】**

いつまで返金しようと思っていたのでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

4月の退職後も残務整理のために事務室に来ており、その中で返金しようと思っていたようですができないまま時間が過ぎ、その後あまりに遅くなったので来づらくなったものと思います。詳細についてはもう少し事情を聞く必要があると思っています。

**【長岐委員】**

このことに伴う管理職の責任はどうなりますか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

今後の調査によるものと考えています。

**【佐藤委員】**

男鹿海洋高等学校専攻科の生徒募集について、機関についての学科というのは馴染みがないのですが、これは船のエンジンということでしょうか。機関といいますと工業高校というイメージがあるのですが、出願資格にある「船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する科目」を修得できるのは海洋高校なのですね。

**【参事（兼）高校教育課長】**

その通りでありまして、水産科の専門科目ですので、男鹿海洋高校でないと修得できません。

**【佐々木総務課長】**

先ほどの共同公募についてですが、美の国あきたのホームページに載せるほか、出先機関で配付するペーパーによる周知、さらに「県政だより」にも掲載しております。

**【北林委員長】**

ほかに、何かありましたら発言願います。

**【佐藤委員】**

6月2日付けの朝日新聞に、本県の教育について不本意な取り上げ方をされており、このまま見過ごしたのでは県教育委員会がこれを認めたことになるのではないかと危惧しております。具体的には、PISAの読解力を求める学力観に対して、本県教育があたかも学力調査に対応するための点数主義で、ドリル学習ばかり行っているかのような取り上げ方となっているものです。

**【北林委員長】**

本県のこれまでの取組を否定するような内容で、私もいつか取り上げなければならないと思っていました。

**【長岐委員】**

一般論として、事実に反している記事であれば抗議できるのですが、評価に係るものであれば言論の自由の範疇ですから難しいと思います。県教育委員会としての意見表明はできると思いますが、日々の活動で対応していくべきではないでしょうか。

**【佐藤委員】**

教育委員会としてのスタンスをきちんと示しておく必要があると思います。教育については関心が高く、県民としてもこれまで努力をして実績を上げたという自負があると思うのですが、このままだとそれを否定されているような気がします。

**【北林委員長】**

この問題は時間をかけてじっくりと協議したいと思いますので、次回8月の教育委員会会議で正式議案として取り上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

最後に議案第29号についてですが、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし

**【北林委員長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第28条により秘密会といたします。  
傍聴の方は、しばらくの間、退室願います。

※秘密会のまま終了。